

“市民と一緒にまちづくり” 一括交付金を活用した市民提案事業制度について

→ 市民提案事業制度の趣旨

宜野湾市では、“ぎのわん”ならではのまちの特色を活用した一括交付金事業を推進すると共に、市民目線の効果的な事業を実現するため、市民の皆さまから一括交付金を活用した事業アイデアや事業計画を募集します。



→ 募集内容

沖縄振興特別推進市町村交付金交付要綱第3条及び下記の事項を満たす一括交付金事業のアイデアや事業計画などの提案を募集します。

- ① 宜野湾市の発展に資するものなど、宜野湾市の特殊性に基因する事業。
- ② 1事業につき、予算規模が概ね300万円以上、1,000万円以内(事業費)の事業。
- ③ 事業実施については原則、平成28年度以降を想定する。
- ④ 市内在住の市民及び団体が提案できます(本制度では事業者は含まない)。

(注) 事業の実施は宜野湾市になります。個人・団体ではありません。

→ 提案方法

■ **提案様式**: 別途指定の様式とする(市ホームページ・市民協働推進課窓口で配布しています)。

■ **募集期間**: 7月1日(水)～7月31日(金)まで

■ **提案のあったアイデア・事業計画等の取り扱いについて**

- 必要に応じて提案者からヒアリングを行い、事業趣旨および要綱への合致、事業化の目的、実現可能性等の検討および関係各位との確認・調整等を行い、本事業として認められる事業については、平成28年度以降の一括交付金事業として取り扱います。
- ご提案いただいたアイデアや事業計画が事業化された際に派生する一切の権利は宜野湾市が所有することになります。
- ご提案いただいたアイデアについては、事業のテーマを考えるヒントとして活用させていただくもので、事業化を保証するものではありません。
- ご提案いただいた事業アイデア提案書の返却はいたしません。



提案・問合せ：企画部 市民協働推進課 市民協働係
☎ 893-4411 内線403・422 FAX 892-7022
E-mail Kikaku06@city.ginowan.okinawa.jp